稚内市大字抜海村字上ユーチ原野六〇一番一地内	前後	六九・八二～七三・三七	○○・一四五
稚内市大字抜海村字上ユーチ原野五八五番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ一四〇三番五まで	前後	六一・〇四～六四・〇〇	○○・一四五
稚内市大字声問村字サラキトオマナイ原野一八七〇番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一六四八番一まで	前後	三五九・〇四六～六八・〇三	○○・四二二
	前後	三五九・〇〇～五九・七四	○○・四七四
	前後	三九・一八～六四・〇〇	○○・四七四
稚内市大字声問村字サラキトオマナイ原野二〇四九番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野四二六四番一まで	前後	三五・五〇～五四・二四	○○・三二〇
	前後	三八・八二～五四・五一	○○・三二〇
稚内市大字声問村字サラキトマナイ原野七八一二番一から同市大字声問村字サラキトマナイ原野九〇七番二まで	前後	三八・八二～八一・六八	○○・九六
	前後	五八・五〇～八一・六八	○○・〇九六
稚内市大字声問村字サラキトマナイ原野九〇七番二から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一六七六番一まで	前後	六〇・一六～六七・〇〇	○○・一〇九
	前後	六〇・一六～七一・四一	○○・一〇九
稚内市大字声問村字サラキトマナイ原野八〇五一番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野四〇五二番四まで	前後	四八・六〇～七二・八四	○○・二四二
	前後	五〇・五九～七三・五五	○○・二四二
稚内市大字声問村字サラキトオマナイ原野二六一〇番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一〇九三番三まで	前後	三八・三七～八六・一七	○○・二七五
	前後	四五・〇〇～八六・一七	○○・二七五
稚内市大字声問村字サラキトマナイ八三六番四から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一一〇二番一まで	前後	四二・五一～八三・九七	○○・〇三四
	前後	五四・七九～八三・九七	○○・〇三四
稚内市大字声問村字サラキトマナイ六二〇三番一地内	前後	六五・九〇～八三・五〇	○○・〇二〇
	前後	八三・五〇～八三・五〇	○○・〇二〇
稚内市大字声問村字サラキトマナイ五二三七番一から同市大字声問村字サラキトマナイ六二〇四番二まで	前後	六七・二二～八六・七〇	○○・八六
	前後	七〇・七七～八八・九〇	○○・〇八六
稚内市大字声問村字サラキトマナイ五二六四番一〇から同市大字声問村字サラキトマナイ五二五九番四まで	前後	五三・八九～八一・二五	○○・五〇
	前後	三九・〇三～八三・一七	○○・五〇

○北海道開発局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号及び二百三十二号	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二七一二番二から同町字上サロベツ六九六三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
〃	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ六九二六番三から同町字上サロベツ六九二七番四まで	〃
〃	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ八八七五番一から稚内市大字声問村字サラキトマナイ五二一七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	稚内市大字声問村字サラキトマナイ原野八四六番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野八二五九番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年七月二十九日

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

国会事項

参議院

報告書受領

七月十八日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告を受領した。

また、七月二十五日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十六年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

国家公安委員会

（警察庁刑事局付）警視長　國枝　治男

高知県警察本部長を命ずる（七月十八日）

最高裁判所

山口地方裁判所判事補兼山口家庭裁判所判事補・下関簡易裁判所判事　平野　望

名古屋地方裁判所判事補に補する

兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する

名古屋簡易裁判所判事に補する（七月九日）

岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補・岐阜簡易裁判所判事　大杉　綾子

神戸地方裁判所判事補に補する

神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる

兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する

神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる

尼崎簡易裁判所判事に補する（七月十日）

仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補・仙台簡易裁判所判事　吉賀　朝哉

前橋地方裁判所判事補に補する

兼ねて前橋家庭裁判所判事補に補する

前橋簡易裁判所判事に補する（七月十五日）

簡易裁判所判事兼判事補　安部　利幸

宮崎簡易裁判所判事に補する

宮崎地方裁判所判事補に補する

兼ねて宮崎家庭裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（七月十六日）

高等裁判所長官　大谷　直人

大阪高等裁判所長官に補する

さいたま地方裁判所判事　戸倉　三郎

最高裁判所事務総長に任命する

前橋地方裁判所判事　小泉　博嗣

さいたま地方裁判所判事に補する

さいたま地方裁判所長を命ずる

東京地方裁判所判事　永野　厚郎

最高裁判所事務総局民事局長を免ずる

最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる

前橋地方裁判所判事に補する

前橋地方裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　永野　厚郎

前橋簡易裁判所判事に補する

前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事　菅野　雅之

部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所事務総局民事局長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる

判事　萩原　秀紀

同　小川　秀樹

東京高等裁判所判事に補する（各通）

東京高等裁判所判事　佐久間健吉

東京地方裁判所判事に補する

東京高等検察庁検事　廣上　克洋

司法研修所教官に充てることを解く

同　畝本　毅

司法研修所教官に充てる（以上七月十八日）

○定年退官

高等裁判所長官永井敏雄は七月十二日限り定年退官